

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 14 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 56 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	公布の日〔平成 23 年 3 月 30 日〕から施行
【制定の根拠】	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 116 号）
【法令のあらまし】	健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）による改正前の老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療等に要した費用に係る保険者の負担について、所要の規定の整理を行う。
【改正される法令】	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 116 号）